

第3章 インドとWTO：カンクンから香港まで

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

はじめに

本稿は、2003年9月に行われた第5回WTO閣僚会議（於：カンクン）から、2005年12月の第6回WTO閣僚会議（於：香港）に至るまでの経緯を、主にインドの視点から要約する。WTOドーハ・ラウンドは香港閣僚会議の後、2006年7月に交渉が中断されており、本稿の執筆現在（2007年2月）に至るまで公式な交渉は再開されていない。このため、今後のWTO交渉の見通しを立てる際には、香港閣僚会議までの経緯についての議論で十分であると考えられる。

ドーハ・ラウンドの特徴の一つは、主要な途上国がG-20と呼ばれるグループを形成し、アメリカやEUに比肩する発言力を有していることである。そして、G-20の中ではインドとブラジルが主導的な役割を果たしており、特にインドは農業分野で守備的関心を持つ途上国の利害を代表して交渉を行っている。この結果、インドはアメリカ、EU、ブラジルと共に「主要四カ国(Quad)」と呼ばれるグループを形成し、これにオーストラリアを含めた「主要五カ国(Five Interested Parties, FIPs)」、またさらに日本を含めた「主要六カ国(G-6)」の一員として実質的なWTO交渉を支配している。このため、どのような経緯でインドがWTO交渉における発言力を獲得したか、またインドが農業分野でどのような交渉姿勢をとっているかなどを分析することは、わが国がWTO交渉を円滑に進行させるためにも重要である。

本稿は、WTO交渉に対するインドの視点を紹介するために、インド国内のプレスリリースやジャーナリズムの記事などを分析する。主に使用した資料は、①インド商工省商務局⁽¹⁾(Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry)のプレスリリース、②Economic and Political Weekly誌の記事、③The Hindu社による新聞・雑誌の記事である。これらの記事の質は非常に高く、インド政府の動向について詳細な情報を得ることが可能である。

1. カンクン閣僚会議（2003年9月）

2003年9月10-14日にメキシコ・カンクンで行われた第5回WTO閣僚会議は、何の合意もなく終了したという意味では完全な失敗に終わった。しかし、現在の観点から見たカンクン閣僚会議は、インドやブラジルを中心メンバーとするG-20が形成されたことによって開発途上国の力が強まり、従来のアメリカとEUが主導するWTO交渉が不可能になったという重要な転換点となっている。

カンクンの失敗と農業交渉

公式には、交渉が失敗した原因はシンガポール・イシュー⁽²⁾について合意が得られなかったためであると説明されている。しかし、The Hindu (2003d)はカンクン閣僚会議の真の失敗要因は農業交渉の失敗であったことを指摘する。これによれば、カンクン閣僚会議の5日間の交渉の中で、その大半は農業についての議論であり、農業問題が交渉の中心から外れたのは最後の数時間のことである。また、シンガポール・イシューが交渉失敗の原因となったのは、自国の農業分野での保護主義的な姿勢が明らかにならないように議論を前に進ませたくなかったからだ、と考えることができる。

EU-アメリカ共同提案とG-20の設立

カンクン閣僚会議が始まる前、2003年8月にEUとアメリカは農業に関する「共同ペーパー」をWTOに提案している。これは、農業分野で攻撃的関心を持つアメリカと守備的関心を持つEUが協調するという、ウルグアイ・ラウンドにおけるブレアハウス合意に比することのできるものである。GoI (2003a)によれば、その内容はインド政府にとっては「途上国の農業に関する関心事項を完全に無視する」ものであり、「助成金の削減の約束はドーハ閣僚宣言の要求に全く応えない」ものであった⁽³⁾。特に、アメリカが提案したブレンド・フォーミュラの採択は、インドの国内市場に大きな影響を与えかねないものであった。

カンクン閣僚会議より前では、交渉は「EUや日本を中心とした農業保護国」と「アメリカを中心とした農業輸出国」というウルグアイ・ラウンドと同じ構図で行われており、インドは前者のグループの中で交渉を行ってきた。このため、EUとアメリカの共同提案はインドにとってEUによる「裏切り」を意味するものであり、インドは交渉戦略の見直しを迫られた。また、ケアンズ・グループ⁽⁴⁾内の途上国もEU・アメリカの共同提案が先進国の貿易歪曲的な補助金や輸出補助金には事実上は削減義務がないことに強い不満を抱いた。特に、EU・アメリカの共同提案は農産物輸出国に対するS&D措置⁽⁵⁾を制限するものであった。

こうしたことを受けて、インド、ブラジルを中心とする14カ国の開発途上国が対案となる共同ペーパーを提示した。これは、輸出補助金の全廃、青の政策⁽⁶⁾の廃止を含む貿易歪曲的な国内助成の大幅な削減、緑の政策の規制と同時に、途上国に特定品目とS&D措置を与

えることを目指すものである。この途上国グループが革新的であったのは、このグループが農産物の輸出国と自国の農業を保護することに主要な関心がある国々の連合であったことである。このため、途上国グループの共同ペーパーは、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、タイといった南の農産物輸出国に先進国への輸出を増大させる機会を与えるものであると同時に、中国やインドなどの国が自国の農業コミュニティを保護するための柔軟性を与えるものでもあった。このグループは、加盟国の変化を経て G-20 と呼ばれるようになっていく⁽⁷⁾。

カンクンにおける交渉経緯

The Hindu (2003e)によれば、当初は EU とアメリカは G-20 が協調を続ける可能性について懐疑的であった。なぜならば、グループの中には最も強行に農産物貿易の自由化を主張する途上国と、自国の農業を保護しようとする途上国が含まれており、その間で連帯が保たれるとは考えにくいと考えたためである。

しかし、G-20 は結束を保ち、アメリカーEU と効果的に交渉を行った。GoI (2004a)で述べられているとおり、G-20 のアプローチの特徴として、農業交渉の分野における他のグループの関心事項に常に配慮するという立場を取ったことがある。これにより、特別品目や特別セーフガードや特惠マージン侵食に最も強い関心を持つグループ外の途上国だけでなく、オーストラリアやニュージーランドといった先進国の側の農産物輸出国からも支持を得ることが出来た。これはケアンズ・グループの主要な関心は貧しい途上国の市場ではなく西側諸国の市場であり、先進国の国内助成と輸出補助金の削減が農産物輸出の増大につながるためである。

G-20 の活動に対してアメリカと EU は反発し、切り崩し工作を行った。両国は、地域の代表的な国を選択して「グリーン・ルーム」における交渉を行い、特定の国に対して譲歩を行うことによって途上国の分裂を図った。The Hindu (2003e)によれば、水面下では将来の援助の削減や特惠関税の撤廃による脅しまでが行われたとしている。特にアメリカは切り崩しを強行に実行しており、ブラジルはカンクン閣僚会議における「分断戦略」をやめるよう要請しているほどである。EU も、G-20 の提案は開発途上国と先進国の間に全く異なるルールと規律を定めて実質的に二つの WTO を作るものである、として反対している。

こうして、アメリカーEU と G-20 の間で妥協点が見つからないままに交渉の日程が経過した。EPW (2003b)によれば、G-20 の内部の意見も一枚岩とは言えなかった。インドやフィリピンといったいくつかの加盟国はブラジルの農産物輸出の関心を共有せず、このため G-20 は農業分野で一貫した姿勢をとらなかった。アメリカーEU の連合と対立するだけでなく内部に分裂を抱えていたのでは、カンクン閣僚会議が失敗するのも当然であった。しかし、農業問題を WTO 交渉の中心にもってこることで、農業交渉で先進国の大幅な譲渡を求めることという点では G-20 は結束し続けた。G-20 を切り崩そうとする全ての試みが失敗した時、アメリカと EU はカンクンで枠組み合意に達するのは不可能であると悟った。

カンクンの失敗に対する各国政府の反応

GoI (2003b)によれば、インド政府の反応は「悪い取引をするくらいなら取引をしないほうがましである」というものである。インド政府は次のように述べている。「閣僚宣言の草稿が途上国の関心を反映したものであったならば、会議は成功の可能性があったかもしれない。しかし、いくつかの先進国が、農産物貿易の歪曲性を削減する意思を欠いていたのに加えて、途上国に市場アクセスで急激な取り組みをするよう要求を繰り返したことも会議の失敗要因である。こうした視点から、将来にわたって全ての国につきまとう悪い合意をするくらいならば合意がないほうがましである。」また、ブラジルのアモリン外相もカンクン閣僚会議は「成功」であったとし、その理由として農産物貿易自由化を交渉の中心的な課題としたことを挙げたとされる。

これに対して、アメリカは WTO 加盟国を“can do”と“won't do”の国々に分類し、交渉を前進させる意図に欠ける政府を非難している(The Hindu, 2003e)。その中でも後者の筆頭に上げられるのがインドである。アメリカはまた、WTO によって貿易自由化が達成できないのであれば、関心を持つ国との FTA によって貿易自由化を推進していく方針を打ち出した。また、EU は現在の WTO の組織が貿易自由化交渉を行うためには古すぎることを指摘し、今後は WTO 改革の提案を行っていくこととした。しかし、実際には両国は FTA 交渉の行き詰まりなどにより WTO 中心の貿易自由化を迫られることとなり、これが 2004 年の枠組み合意につながることになる。

The Hindu (2003b, c)が主張するとおり、カンクンにおけるインドの最大の成果は、途上国の連合が WTO に影響力を持つことが出来ることを確かめられたことであると言える。将来の WTO 合意の作成の中で恒常的な発言力を持つためには、途上国間の連携が強められなくてはならない。こうしたことから、G-20 はますます結束力を強めていき、インド政府も G-20 の一員として交渉に臨む立場を明確にしているのである。

2. WTO 枠組み合意 (2004 年 7 月, ジュネーブ)

カンクン閣僚会議の失敗により、WTO は存続の瀬戸際に立たされた。しかし、2004 年 7 月 30 日に、ジュネーブにおける WTO 一般理事会で枠組み合意が形成されたことにより、ドーハ・ラウンドは再び軌道に復帰することとなった。本節では、枠組み合意に至るまでの経緯を報告する。

枠組み合意に至るまでの経緯

カンクン閣僚会議が失敗に終わった後、WTO 交渉の復旧に向けてジュネーブにおいて何度か交渉が行われた。この交渉は比較的順調に進行し、カンクン閣僚会議で行われたように最初から数字が記入されている形のモダリティ⁸⁾形成ではなく、数字を入れない段階の「枠組み合意」の確立を 7 月までに行うことを目指すことで合意が行われた。

さらに、EUの交渉態度に変化があった。農業分野では、カンクン閣僚会議におけるEUの提案は一定の品目に対して輸出補助金を撤廃すると言うものであり、これは途上国による批判を受けた。カンクン後には、フランスなどの加盟国の反対を押し切り、全ての形態の輸出補助金を撤廃することが合意された。EUはまた、その他の先進国が輸出補助金や貿易歪曲的な国内助成を削減すること、およびインド、ブラジル、南アフリカなどの先進途上国が後発途上国に市場アクセスを提供することなどを要求した。

枠組み合意の内容とインド政府の評価

インド政府をはじめとするG-20は、基本的に枠組み合意を評価する立場に立っている。カマル・ナート商工相は、枠組み合意には以下のような意義があるとしている(GoI, 2004b)。

- ・ 全ての形態の輸出補助金は、一定の期日までに廃止されることになった。同時に、インドのような開発途上国には輸出補助金を与える柔軟性が確保される見通しである。
- ・ 主に先進国が行っている貿易歪曲的な国内助成（国内助成合計量(AMS)、青の政策、デミニミスの合計⁹⁾）は、実行期間の最初の年、つまり交渉の合意時に20%の削減が行われるだろう。
- ・ 先進国にとっては、デミニミスの譲渡水準が現状の5%から引き下げられる一方で、開発途上国におけるデミニミスは削減されない見通しである。
- ・ 今まででは上限がなかった青の政策は5%までに上限設定が行われるだろう。
- ・ 完全削減については、途上国に大きな関税削減を迫る混合方式ではなく、階層方式が導入される。これにより、高関税率の品目でより大きな関税削減が行われ、インドの農産物の市場アクセスが増加するだろう。一方で、均衡性の原則に従い、開発途上国は先進国に比べてより小さい関税削減を行うことが可能になるだろう。
- ・ 開発途上国に特別かつ異なる待遇を認める必要性が確認された。これにより、インドは特別品目の割り当てや特別セーフガードメカニズムの導入によって農産物の大幅な輸入を防ぐことが可能になるだろう。
- ・ 非農業分野では、いわゆるシンガポール・イシューについて、4つの議題のうち投資、競争政策、政府の実行の透明性の3つについては今後の交渉を行わないものとされ、また残った貿易促進についても開発途上国に影響を及ぼさないことが配慮されるだろう。

交渉におけるパワーバランスの変化

このように、枠組み合意は開発途上国にとって一定の評価が可能であるものとなった。これは、WTO交渉における力の均衡に変化があったためであると考えられる。

カンクン以前の農業交渉は閣僚会談が中心となっており、大国（特にアメリカとEU）とWTOの官僚組織が主導的な役割を果たした。カンクン閣僚会議においても、アメリカとEUは2カ国間での合意による国際合意を目指したが、途上国を代表するG-20が出現したことで貿易交渉の力の独占は破られ、カンクン閣僚会議では合意の形成に失敗した。

その後、アメリカは FTA を通じて二カ国間交渉による貿易の拡大を図ったが、FTA 交渉の進展が思わしくないことから再び WTO を重視するようになった。交渉を打開するために、アメリカと EU はケアンズ・グループの代表としてオーストラリアを、開発途上国の代表としてインドとブラジルを招いて FIPs(Five Interested Parties)を開催した。その交渉は、「グリーン・ルーム会合」と呼ばれる閉鎖的な会合で議論が進展し、その合意内容が枠組み合意でもほぼそのまま反映された。このため、アフリカ諸国や G-33⁽¹⁰⁾などの途上国や G-10 などは実質的な交渉の過程からは外され、交渉に発言力を持つことが出来なかった。

枠組み合意に至る交渉プロセスについて、インド政府は FIPs への参加によって交渉の透明性が失われたことを暗に認めたとあて、以下のように評価している(GoI, 2004b)。

- ・ G-20 が農業交渉の方向性を完全に変えることに主要な役割を果たしていることは今や広く認識されている。G-20 の重要な特徴の一つには、G-20 が農業分野で異なる関心を持つ開発途上国によって構成されているということがある。G-20 の成功は、ブラジルなど攻撃的関心を持つ諸国とインドなど守備的関心を持つ諸国がお互いの関心事項を受け入れ、貿易主要国との交渉の中で共同戦線を張るように努力したことによるものである。
- ・ FIPs へのインドの参加によって、交渉の初期から我々の関心事項が議題に上ることにつながった。インドの参加は、他の加盟国によって提出された提案をインドが拒否せざるを得ないという立場に追い込まれることを回避するのに役立った。
- ・ インドとブラジルは、他の途上国と頻繁に連絡を取ることににより、その他の途上国の立場をも明確化させることができた。

枠組み合意に対する否定的な評価

一方で、枠組み合意の内容がインドにとってむしろ否定的な影響のほうが強いことを指摘するものもある。例えば The Hindu (2004d)によれば、

- ・ 現行の「緑の政策」について原則的に現状を維持することが定められた。また、本来ならウルグアイ・ラウンド合意の実施期間が終了した後に廃止されるはずであった「青の政策」が存続することになった。「青の政策」の存続は、特にアメリカにとって大きな意味を持つものであり、貿易歪曲的であると認定された手段に代わって、緑の政策や青の政策によって農業保護が続けられることだろう。
- ・ 「AMS+青の政策+デミニミス」に対する譲渡水準を現在の水準から 20%削減するという合意は、アメリカと EU の実質的な国内助成の削減にはつながらない。これは、両国は既に国内助成の水準を譲渡水準より大幅に削減する改革を既に行ったためである。
- ・ アメリカと EU は途上国の市場に対して農産物と非農産物の両方で大きな市場アクセスを得ることに成功した。インドとブラジルは自主的に関税率を削減しているため、こうした削減の意味を無視している。しかし、譲渡関税率が大きく削減された場合には、両国は未だに未確定である特別セーフガード制度に頼らざるを得なくなる。

今後の交渉について

今後の交渉が FIPs 交渉のような閉鎖的なプロセスで進展するにしても、その外部で開発途上国が結集することは交渉を有利な方向へと導きうることで、この枠組み合意によって明らかになった。このため、多くの記事が G-20 の結束を強めることの重要性を強調している。また Ismail (2004) も、G-20 内部だけでなくケアンズ・グループや G-33 や G-90 などの途上国グループとの関係を強化することにより自らの発言力を高めることができるとする。一方で、枠組み合意に否定的な評価を与える The Hindu (2004d) も、開発途上国は「リスクを冒し、少数の国にとってのわずかな成果で収束させる誘惑を拒絶するようなリーダーシップ」を必要としており、G-20 がその役割を果たすことを期待している。

3. 枠組み合意後のインド政府と G-20 の動向 (2004 年 7 月—2005 年 3 月)

2004 年 7 月に枠組み合意が行われたことによりカンクンにおける合意失敗から停滞していた農業交渉は再び軌道に復帰し、交渉の焦点は 2005 年 12 月に香港で行われる閣僚会議でどのような合意が行われるかということに移行した。WTO 事務局は 2006 年末までにドーハ・ラウンドを完結させる意向であり、そのためには香港閣僚会議においてモダリティかそれに準ずる文書に合意する必要があった。本節では、枠組み合意後におけるインド政府と G-20 の動向について、2005 年 3 月に行われた G-20 閣僚会合の情報を中心に要約する。

インド政府の基本的な立場

国際機関主催の会議におけるカマル・ナート商工相の基調講演を紹介することにより、GoI (2004c) は枠組み合意後のインド政府の基本的な立場について説明している。この内容は以下のように要約することができる。

- ・ 枠組み合意の内容は、インドにとって満足のいくものであり、また今後の交渉の方向性を示すものである。しかし、最終的な合意が形成されるまでには、多くの問題について議論を深める必要がある。
- ・ 財源の不足から途上国政府による農業保護は小規模なものに留まっている。一方で、先進国政府は多額の農業助成金を農民に与えており、貿易の歪曲を引き起こしている。インドのような開発途上国では農業は国家の経済と雇用に多大な貢献を果たしており、先進国による農業助成が続く中で途上国が関税削減を行った場合、海外からの農産物輸入の急増により社会構成を破壊しかねない。
- ・ インドを始めとする途上国にとって、他分野での成果と引き換えに農業分野で譲歩を行う、という形でのトレードオフの可能性は存在しない。これは、途上国の経済と社会にとって農業がもつ意味と、先進国によって行われている貿易歪曲的な農業助成の実態を考えれば明らかである。先進国が補助金を削減・撤廃することが全ての分野で交渉を行う際の前提条件であり、市場アクセスに関する議論はその後の問題である。先進国が農

業部門に与えている国内助成金を実質的に削減することが第一であり、そうすれば途上国の側も実質的な自由化への取り組みを強化するだろう。

- ・ 関税引き下げにより開発途上国の市場アクセスを確保することが注目されているが、同時に開発途上国に先進国の市場アクセスを約束することも重要である。先進国の関税率は低いかもしれないが、非関税障壁によって途上国から先進国市場へのアクセスは機能していないため、非関税障壁の処理についても議論する必要がある。
- ・ 開発途上国も国内改革に取り組む必要があるが、一方で貧困削減や農村開発の促進、国民生活の安定といった開発途上国に特有な問題を無視することはできない。このため、インドのような開発途上国には農村開発のための十分な政策的余地や制度の柔軟性が与えられる必要がある。関税削減のフォーミュラも、ドーハ宣言で言及された「特別かつ異なる待遇」や「完全に相互的よりも低い水準」などを反映するべきである。

G-20 のニューデリー閣僚会合の結果

2005 年 3 月に、ニューデリーにおいて G-20 加盟国の閣僚会合が行われた。この会合が世界に発した最も重要なメッセージは、「農業部門で何らかの前進がない限り、12 月の香港閣僚会議では何の進展もないだろう」ということである。先進国は、農業は WTO 交渉過程の一要素に過ぎず、ドーハ・ラウンドの成功のためには工業品、サービス、知的所有権と貿易の関連(TRIPS)などの市場アクセスなどの分野について前進がなければならないとする態度を取っている。この G-20 の宣言は、先進国のこうした態度に対する共同回答であるとみなすことができる。

G-20 閣僚宣言(G-20, 2005)は、冒頭で次のように述べている。「途上国の経済と社会にとって、農業は依然として中心的なものとなっている。G-20 の閣僚は、以下のことを確信している。すなわち、豊かな国の一部は農民に多額の助成と保護を与え、価格を抑制し、不適な市場シェアを獲得し、開発途上国の何十億もの農民の食糧安全保障と生活を危機にさらしているが、そうした行為を廃絶するのに成功すれば、開発途上国は共同で大きな力を手に入れられるに違いない、ということである。開発途上国の農業部門の真の潜在能力は、先進国が輸出に関心を持つ産品への非常に多くの歪曲的な行為によって、あまりに長い間実現が妨げられてきた。」

先進国の農業保護の削減の要求

また、G-20 閣僚会合の合意の中では、先進国、特に EU によって行われている輸出補助金について、廃止の特定の期限が初めて記されたことが最も重要である。宣言文は「閣僚会議は、輸出競争の交渉の中では全ての形態の輸出補助金を廃止する日程を決めることが重要な議題である」と表明した。閣僚会議はまた、輸出補助金を利用している国に対して、取り組みを明白にした上で長くても 5 年以内に廃止することを促している。

また GoI (2005b)によれば、国内助成金についてはドーハ宣言の「貿易歪曲的な国内助成の実質的な削減」のために、黄の政策については撤廃の最終期限を設けること、また青の政策と緑の政策についても規制を強めることが必要であるとしている。また、市場アクセスの問題については、タリフ・フォーミュラの確立が重要であるという従来の立場を確認し、フォーミュラは①高関税品目により大きな関税削減を行う「累進性」、②途上国の削減率を小さくする「公平性」、③重要品目に対する考慮と全ての品目の実質的な関税削減のための「柔軟性」の3つが必要であるとした。

途上国間の団結の強化

G-20 は、ブラジルのような攻撃的関心を持つ途上国と、インドのような守備的関心を持つ途上国が団結することによってできたグループである。こうしたグループの形成は、「開発途上国」としてのコンセンサス形成による交渉力の大幅な強化につながった半面、現在でもグループ内の議論が一枚岩ではないという問題を内在している。このため、今後の交渉は、アメリカと EU がどこまで途上国の関心事項に配慮し、また逆に途上国を分離させようとする試みにどこまで成功するかにかかっている。

前章で述べたとおり、枠組み合意の内容はインドやブラジルを始めとする途上国の中の大国にとっては一定の評価ができるものである反面、小国や食料の純輸入国である開発途上国にとっては不満の残るものであった。こうした合意内容そのものが、途上国の連帯を断絶しようとするアメリカと EU の試みであるとみなすこともできる。

インド政府は、GoI (2005a)の中で“India to resist attempts to divide developing countries in WTO”という項を設け、先進国のこうした動きに対して「インドは開発途上国を差別化し、また分離しようとする試みについて、それが明白なものでも秘密裏のものでも強く反対する」と強く反発している。今回の G-20 閣僚会合でも、開発途上国の間での連帯の確認が交渉の重要事項となっている。

今回の G-20 の共同会見ではグループ内の連携が強調された。ザンビアのパテル外相は、開発途上国の中の大国と小国を区別しようとする先進国の試みに対して反対し、「そのような断絶は我々の中にはない」ことを述べている。また、G-20 の内部でさらにグループ化が進む可能性を否定し、ブラジルのアモリン外相も、各国間で多少の意見の違いはあるものの、グループは一致団結して交渉に当たるとしている。また、G-20 はグループ外の開発途上国との連携も重視している。G-20 閣僚会議は後発開発途上国(LDCs)が「いかなる関税削減の取り組み」にも例外となるという条項、また「供給制約について論じる必要性を含めて、輸出の余地を拡大する進歩」に対して繰り返し賛成をしている。

4. 香港閣僚会議に向けた準備会合の経緯（2005年3月－2005年12月）

2004年7月にジュネーブで行われた枠組み合意以来、2005年12月に香港で行われる閣僚会議を目標にした会合が行われた。本節では、その準備会合の進展とインド政府の反応を要約する。

非公式閣僚会合の重要性

EPW (2005a)によれば、近年の WTO 交渉では非公式閣僚会合(informal ministerial meetings, IMM)s)が重要になりつつある。そこでは、30あまりの国が会合を行い、さらに少数の5から6か国が合意を形成し、それを残りの国で承認するという手続きが取られる。これは、多数の国のコンセンサスを取るという従来の方式が非効率的であることが認識されたためである。こうした形での合意形成は、初期には文字通り非公式なものであったが、徐々に WTO の交渉システムとして浸透していった。

パリ・非公式閣僚会合（2005年5月4日）

2004年7月の枠組み合意により、関税削減は品目を関税率の水準によっていくつかの階層に分類し、異なる削減率を設定する「階層方式」によって行われることが合意された。階層方式の導入のためには全ての関税率が従価税によって表示されていることが必要となる。EU や日本を始めとする保護主義的な政策を行う国の一部が現在でも従量税などの手段による関税賦課を行っているため、従量税を従価税へ変更するためのフォーミュラについての協議がまず行われた。これは本来であれば技術的な問題であるが、換算後の関税率を低く抑えることが出来れば削減幅も小さくすることが出来るため、関税の実質的な削減のためには大きな意味を持った。従量税を多用する EU が換算方法について慎重な態度を保ったため、交渉は難航した。しかし、パリ会合において、最終的には EU の提案に従う形での合意が行われた。

その他の市場アクセスの分野では、階層方式においていくつの階層を設定するか、またどのような関税削減方式を採用するか、センシティブ品目としてどれだけの品目数の指定を許容するか、などが問題にされた。階層内の関税削減方式については、アメリカやケアンズ・グループ諸国はスイス・フォーミュラを主張し、また EU や日本などは UR 方式を主張した。また、G-20 は両方式とも異なるリニア方式を提案した。また、国内支持については、AMS 削減のために各国をいくつの階層に分類するか、そして国内支持を多用する EU、アメリカ、日本をどの階層に設定するかが議論の課題となった。また、EU はアメリカの行う「価格変動対応型支払い」は青の政策とみなされるべきではないと主張した。しかし、従価税に関する合意以外では意見の収斂は見られなかった。

このように、パリ会合では従価税換算について合意が行われたものの、この合意に EU と G10 があまりに時間をかけたためにその他の分野においてこれ以上の合意を得ることは出来なかった。これは、この後の交渉の遅れを招く結果となった。

なお、インド政府は交渉の中で「100-100 イニシアティブ」を提案している(GoI, 2005c)。これは、100%の従量税を従価税に換算し、また関税率の最高水準を 100%に設定しようというものである。前者はパリ会合で合意に達したが、上限関税の設定は先送りとなった。

大連・非公式閣僚会合（2005年7月12-13日）

パリ会合に続いて、2005年7月に大連において非公式閣僚会議が行われた。農業交渉を担当するグローサー議長は自らの任期が切れる7月の前に香港閣僚会議のための“July approximation”（「たたき台」）と呼ばれる合意文書の確立を要求しており、大連会合がその実現のための最後の機会となった。

大連会合に先立ち、“new Quad”と呼ばれるようになった主要4か国（アメリカ、EU、インド、ブラジル）による会合が7月7日にロンドンで行われた。スイス・フォーミュラを主張するアメリカと UR 方式を主張する EU の対立を解消するために、インドとブラジルはリニア方式を大まかな枠組みとし、また関税階層は途上国で4つ、先進国で5つとすることを提案した。また、先進国には100%、途上国には150%の上限関税を設定すること、限られた数のセンシティブ品目を認めることなどを提案した。

大連会合でも、主要4か国会合の内容に沿う形で交渉が行われた。まず、スイス・フォーミュラと UR 方式の中間となる手法で関税削減を行うことが合意され、その中では G-20 の提案したリニア方式が「一つの出発点」となることが確認された。G-10 及び EU の関税削減方式についての提案は、野心の水準が低すぎるとして却下された。

大連会合では、これ以上の合意は行われず、7月中にモダリティの「たたき台」に合意することは事実上不可能となった。しかし、市場アクセスや国内支持といった重要な分野で提案が行われ、また G-20 の提案が急進的なアメリカなどの主張と保護主義的な EU などの主張の間を取るものとして評価されるなど、交渉は徐々に進行していることが分かる。

グローサー議長の第2次状況報告ペーパーとインドの現状認識

その後、ジュネーブにおいて貿易交渉委員会による検討が行われたが、具体的な進展は見られず、7月中のたたき台の形成には実質的に失敗した。グローサー議長は現在の状況を要約した第2次状況報告ペーパーを提出した。グローサー議長は任期切れにより退任し、新たに前 EU の交渉責任者であるパスカル・ラミーが議長となった。これにより、WTO 交渉に小休止がもたらされた。

インド政府(GoI, 2005d)は、ジュネーブにおけるカマル・ナート商工省の発言を要約しこままでの交渉の進展を以下のように総括している。

- ・ 現行の WTO 交渉は停滞しているが、これを失敗とみなすべきではなく、途上国の経済発展と貧困削減のために交渉を前進させるべきである。
- ・ ドーハ・ラウンドの成果は、関税率や関税削減方式のみによって評価されるべきものではなく、①開発途上国にどれだけの雇用を生み出したか、②途上国の農家の所得がどれだけ向上したか、③どれだけの人が貧困から解放されたか、という基準によっても測られるべきである。
- ・ 非関税障壁や検疫措置の問題、また WTO の反ダンピングに関する明確性の欠如が途上国の輸出を妨げており、早急に交渉が行われるべきである。

チューリッヒ・非公式閣僚会合（2005 年 10 月 10 日）

その後、2005 年 10 月 10 日のチューリッヒ非公式閣僚会合に向けた会合が行われた。パスカール・ラミー議長は 12 月の香港閣僚会議において交渉の「3 分の 2」を終了し、モダリティを確立することを要求した。

まず、9 月 9 日にパキスタンのバーバンにおいて G-20 の会合が行われた。この会合では、先進国における国内助成の削減と輸出補助金の撤廃が最大の議題となった。続いて、9 月 21 日にパリにおいて主要 4 か国の会合が行われた。ここでは、市場アクセスの分野が交渉の中心となった。まず、アメリカが非常に野心的な提案を行った。これは、関税階層を 0-20%、20-40%、40-60%、60%-の 4 階層に分類し、それぞれ 60%、70%、80%、90%の削減を行うというものである。これに対して、EU は加盟国の政治的な状況を考えればそのような野心的な削減は非現実的であるとして反発し、品目を 0-33%、33-66%、66-99%、100%-という 4 つの関税階層に分類した上でそれぞれ 30%、40%、50%、60%の削減を行うという提案を行った。また、上限関税については G-20 の案に同意し、途上国で 150%、先進国で 100%とした。これに対して、ブラジルは EU 提案の関税削減率は実質的な意味を持たないと批判する一方で、アメリカの提案には沈黙を保った。また、この会合に続いてオーストラリアを加えて行われた FIPs 会合では、オーストラリアもアメリカの提案に賛成した。しかし、各国の提案の収束は行われなかった。

農業分野の交渉で大きな進展が見られないまま、10 月 10 日にチューリッヒで非公式閣僚会合が行われた。この会合では、アメリカ、EU、G-10、G-20 がそれぞれの提案を行った。最初に提案されたのがアメリカ案であり、まずはその妥当性が議論された。この提案は、市場アクセス及び国内支持の分野で、一見すると大きな削減を行うことを約束するものである。ブラジルはこれに好意的な反応を示し、EU が市場アクセスの実質的な向上につながるような提案を行っていないことを非難した。これに対してインドは、提案を行ったこと自体は歓迎しながらも、内容に対しては反発し、特に市場アクセスの分野で関税階層の中で段階性を設けたことに対しては強く非難した。

これに対して、G-20 は 10 月 12 日に提案を発表した。カマル・ナート商工省によれば、この提案は貿易歪曲的支持を行う先進国の食料輸出から途上国の農民を保護するものであ

る。また、EU は 10 月 28 日になってようやく提案を行った。しかし、これは他の提案に比べて野心のレベルが非常に低いものであり、特にアメリカとブラジルが強く反発した。

チューリッヒ会合により、各交渉グループのモダリティに関する提案が出揃ったが、その集約は行われぬままに非公式閣僚会合は終了した。これにより、12 月に香港で行われる閣僚会合でモダリティの確立が行われることはきわめて難しくなった。

5. 香港閣僚会議の合意内容について（2005 年 12 月）

前節で論じたとおり、閣僚会議の準備会合における有力国間の交渉が進展しなかったため、2005 年 12 月に行われた香港閣僚会議で交渉の大幅な進展は見込めない情勢であった。実際には、香港閣僚会議では実質的な合意内容はほとんどなく、交渉の継続を確認することにどまった。本節では、香港閣僚会議の合意内容に対するインド政府の評価を紹介する。

香港閣僚会議における交渉の経緯について

前節で論じたとおり、香港閣僚会議でモダリティの確立が行われる可能性がないことは既に判明していたため、香港閣僚会議に対する期待は当初から低いものであった。

農業分野の交渉では、輸出補助金の撤廃とその時期に関する議論で期日の大半が費やされた。インドは 2013 年までの撤廃というのは妥当な期日であると考えたのに対して、ブラジルは猛反発した。これは、G-20 の中での意見の違いが初めて明らかになった。EU の代表は、交渉期日の数時間前にブラジルがこれ以上の交渉を放棄して退席しようとした頃になってようやく輸出補助金の撤廃に合意した。これにより、撤廃時期は当初の案である 2010 年から 2013 年にまで延期されることになった反面、「実質的な (substantial) 部分を実施期間の前半に実現する」ことも盛り込まれた。その他の分野ではこれまでの交渉の合意内容の確認以上のことを行えなかった。特に、農業分野で守備的関心を持つインドのような国にとっては、合意内容はほぼ意味のないものとなっている。

合意内容に対する評価

インド商工省 (GoI, 2005h) は、香港閣僚会議の農業分野での合意内容はインドにとって有利なものであったことを、以下の点を挙げて主張している。

- ・ インドのような自給的な農家が大半を占める途上国では、国内助成を削減する必要はない。このため、現在の小農を保護するための政策が WTO ルールの規律の下に置かれることはない。
- ・ 適切な数の品目を特別品目 (Special Products, SP) に指定することが可能になった。これにより、インドの農家にとって重要な品目が不公正な国際競争にさらされることはない
- ・ 特別セーフガード制度 (Special Safeguard Mechanism, SSM) により、輸入の急増や価格の急落が起きた品目に対して関税を引き上げることが可能になった。これにより、補

助金付きの輸入品によって国内農家が脅かされることはない。

- ・ 先進国の輸出補助金を 2013 年までに撤廃することが定められた。これは、国内市場の保護につながるだけでなく、インド農業に輸出の機会をも生み出すものである。
- ・ 国内支持と市場アクセスの分野で合意された階層方式は G-20 によって提案されたものである。

しかし、Dubey (2005), Maralidharan (2005) はこのような主張は誇張されたものであるという指摘をしている。まず、農業分野での最大の成果とされている輸出補助金の撤廃については、以下のような批判がある。同様の批判はインド議会内からも行われ、カマル・ナート商工相が議会に対する説明を余儀なくされた。

- ・ 最大の成果とされている輸出補助金の撤廃は既にドーハ閣僚宣言の段階で決定している事項である。ブラジルなどは輸出補助金の撤廃を 2010 年までに完了することを要求しており、2013 年という期限の設定はそこからの後退である。しかも、2013 年という期限の設定には、食糧援助や輸出信用などの隠れた形態の輸出補助金を同時に撤廃すること、またモダリティの確立時に再確認が行われることという条件がついている。
- ・ 輸出補助金の撤廃は、国際市場で EU やアメリカと競争関係にあるアルゼンチンやブラジルなどの国にはいくらかの利益をもたらすかもしれないが、輸出能力のないインドのような国にとってはほとんど意味がない。
- ・ そもそも、輸出補助金の供与額は貿易歪曲的な国内助成に比べれば比較にならないほどに少ない。輸出補助金の額は農業補助金全体の 2%に過ぎない。

国内支持と市場アクセスの分野では、Dubey (2005)が以下のような指摘をしている。

<国内支持>

- ・ 国内支持の削減についての合意が不十分である。第一に、削減は適用水準ではなく譲許水準に基づいて行われる。第二に、削減率に関しては合意が行われていない。第三に、青の政策・緑の政策に対しては削減の対象外となる。現在では貿易歪曲的とされる国内支持は緑の政策や青の政策に分類され、また国内助成の適用水準には削減が行われない可能性が強まりつつある。
- ・ 途上国のデミニミスが存続されることが合意されたことは一つの成果と言えるが、これは現在の状況を維持することが認められたに過ぎない。インドの農業助成は増加傾向にあり、近いうちに生産額の 10%を超える可能性がある。

<市場アクセス>

- ・ インドの関税率は比較的に高く、合意された関税削減の 4 階層の中では 100-150%の階層に分類される。この階層では、関税率の 35%の削減が要求される。インドは 2001 年に輸入数量規制を廃止しており、国境措置としては関税の賦課しか行っていないため、こうした関税削減は国内市場に大きな影響を与えうる。

途上国間の連携について

近年の WTO 交渉では先進国対途上国という構図が鮮明になりつつあり、途上国が相互に連携することが重要になってきている。また、香港閣僚会議では、G-110 と呼ばれる 110 の途上国の結集が初めて行われた。このグループは、ドーハ閣僚宣言の精神に基づき、途上国の経済発展を WTO 交渉の中心課題にするべきであることを強調した。インド政府(GoI, 2005h)は、香港閣僚会議で一定の成果が得られたのはこのような途上国の結束によるものであると強調している。

このように、香港閣僚会議ではインドにとって評価できる点はあまりなく、加盟国が多国間の枠組みで貿易交渉を続けることに支持を表明したという点のみで意義があった。

6. 香港閣僚会議後の WTO 交渉におけるインドの姿勢

その後も、G-20 の結束を重視しながら先進国に対して強硬的な姿勢を保つ、というインド政府の交渉姿勢は変化していない。例えば、2006 年 7 月の G-6 による交渉の失敗を踏まえて、ナート商工相は以下のことを繰り返して強調している(GoI, 2006)。

「本ラウンドは、農産物貿易の構造的欠陥を存続させるためのものではない。本ラウンドは、先進国が補助金付きの農産物を輸出できるように途上国の市場を開放させるためのものではない。本ラウンドは、何百万もの農民の食料安全保障と生存を交渉の場に上げるためのものではない。本ラウンドは、途上国の工業発展を妨げるためのものではない。

本ラウンドは、途上国が特に先進国に対して輸出を行う新しい市場を開放するためのものである。本ラウンドは、途上国の全ての部門に対して新しい機会と経済成長をもたらすためのものである。本ラウンドは、最貧国や脆弱な経済の国を貧困から救い上げるためのものである。」

このような交渉姿勢は、ドーハ・ラウンドが開始した後も継続することはほぼ間違いないと予想される。今後の交渉の進展は、先進国、特にアメリカと EU が G-20 を始めとする途上国に対してどれだけの譲歩を行えるか、また途上国側がどれだけ結束力を保っているかにかかっているだろう。

7. 総括

以上、カンクンから香港に至る WTO 交渉におけるインド政府の取り組みとインド国内のジャーナリズムの評価を紹介した。その内容は以下のように要約することが出来る。

- ① **カンクン閣僚会議の前後では、力の均衡に大きな変化があった：**カンクン閣僚会議を前にしてアメリカと EU は「共同枠組み提案」を行った。これは、EU と提携することにより自国の守備的関心に応えようとしたインドにとって裏切りを意味するものであった。同様の不満はアメリカとの連携を行ってきたブラジルなどの途上国からも聞かれた。

こうしたことから、有力な途上国は農産物の輸出国・輸入国の関係なしに“G-20”を形成し、途上国にとって有利な合意を行うことを要求するようになった。この結果、カンクン閣僚会議ではアメリカ-EUの共同提案は採択されなかった。

- ② **カンクン以降では「主要4か国」中心の交渉という構図が鮮明になった**：カンクン閣僚会議の後では、アメリカ、EU、インド、ブラジルが交渉における「主要4か国」と呼ばれるようになった。主要4か国は「グリーン・ルーム会合」と呼ばれる閉鎖的な会合を開き、そこでの内容が実質的に加盟国間の合意となるようになった。これは、交渉の当事者の数が減ることにより交渉の迅速化を促し、2004年7月の枠組み合意などにつながるものとなったが、一方で交渉に参加できないその他の国からは不満の声が上がった。
- ③ **枠組み合意の内容は途上国にとって有利なものであった**：2004年7月に行われた枠組み合意の内容は、輸出補助金の期限付き撤廃、貿易歪曲的な国内助成の削減、関税削減に対する階層方式の導入、途上国への「特別かつ異なる待遇」への配慮など途上国にとって有利なものとなった。これは、インド・ブラジルを始めとする有力な途上国が連帯を強めた結果であると言える。④ **枠組み合意後の交渉も主要4か国主導で行われ、またG-20の連帯も強められた**：インドはG-20によるアプローチの有効性を認め、グループの連携を強めることで交渉力を高めるという方針が採られた。その後の、香港閣僚会議に向けた非公式閣僚会合でも主要4か国が中心となって交渉が行われ、徐々にではあるが合意が積み重ねられてきた。しかし、香港閣僚会合で大きな成果を上げるまでにはいかなかった。
- ⑤ **香港閣僚会合における合意はインドにとって実質的な意味は小さい**：香港閣僚会合で大幅な前進が行われるという見込みは当初からなく、合意内容は輸出補助金の2013年までの撤廃や特別品目および特別セーフガード措置の合意などに留まった。
- ⑥ **今後インドが交渉を有利に運ぶためには、途上国間の連帯をどう保つかが鍵となる**：G-20は、中心メンバーであるインドとブラジルがほぼ両極端な関心事項を持つなど決して一枚岩ではないため、グループの間での意見対立を懸念する声はしばしば聞かれる。また、インドやブラジルなどの途上国を「先進途上国」に分類しようとするなど、途上国グループを分断するための働きかけが先進国によって行われている。しかし、インドがこれまで上げてきた成果は途上国が連帯してきたからこそ得られたものであり、インドがWTO交渉における現在の地位を維持するためには、今後もG-20の連帯を強化し、さらに他の途上国グループとも協力する必要があるだろう。

〔注〕

① インド商工省(Ministry of Commerce and Industry)は通商政策や産業振興を担当する省であり、この中で商務局(Department of Commerce)は貿易政策の立案や二国間・多国間の貿易交渉を担当する局である。インド政府の貿易交渉は、農産物貿易交渉を含めて基本的にこの商務局が一括して担当しており、農業省は農業生産の振興を担当している。本稿では、インド商工省のプレスリリースやニューズレターをインド政府の公式見解として扱っており、文献リストでは著者名をGoI (Government of India)としてある。

② シンガポール・イシューとは、1996年にシンガポールで開催された第1回WTO閣僚会議で提起された、投資、競争

政策、政府調達透明性、貿易円滑化の4分野の問題を指す。

- ⁽³⁾ なお、インド政府が農業分野の助成金の存続を強く要求しているのは、インドが化学肥料や農業向け電力、公的分配システム（PDS）の運営などに多額の助成金を供与しているためである。
- ⁽⁴⁾ ケアンズ・グループは、オーストラリアを中心とした農産物輸出国によって構成され、農産物貿易の大幅な自由化を要求するグループである。
- ⁽⁵⁾ S&D(Special and Differential treatment)措置とは、途上国に特別かつ異なる待遇を与えること、特に関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長を途上国に与えることを指す。
- ⁽⁶⁾ 青の政策とは「生産調整を前提とする直接支払い」を、緑の政策とは「貿易を歪める影響や生産に対する影響が全くないか、あるいはほとんどない補助金」を指す。両者とも、現行の農業合意の下では削減義務の対象外となっている。これ以外の助成金は黄の政策に分類され、削減義務の対象となる。
- ⁽⁷⁾ グループの当初の加盟国はインド、中国、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカのほかにボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、タイであり、カンクン閣僚会議ではこれにキューバ、エクアドル、エルサルバドル、エジプト、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピンが加わって21カ国が「枠組み提案」を行った。加盟国数は何度も変動しているが、一般的にはこのグループはG-20と呼ばれる。
- ⁽⁸⁾ モダリティとは、WTO交渉において最終的な合意案の下地となる大枠を指す。特に、具体的な数値を書き込まないで作成した削減義務の案などがモダリティに含まれる。
- ⁽⁹⁾ AMSとは削減対象となる国内助成の総量を指す。また、デミニミスとは農業生産総額の5%以内、あるいは当該品目の生産総額の5%以下であり、黄の政策であっても削減義務の対象外となる国内助成を指す。
- ⁽¹⁰⁾ G-33とは、途上国に対する特別品目や特別セーフガード措置を要求している途上国のグループである。また、G-10とは、日本をはじめとする食料輸入国で構成するグループであり、非貿易的関心事項への配慮などを要求している。また、G-90は後発開発途上国とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国の途上国を中心としたグループであり、途上国に対する特別かつ異なる扱いの強化などを要求している。

〔引用文献〕

● 第1節

The Hindu (2003a) “A unique alliance at WTO”, 2003/08/22.

The Hindu (2003b) “What next for the WTO?” 2003/09/16.

The Hindu (2003c) “Road to Cancun collapse”, 2003/09/22.

The Hindu (2003d) “The battle on agriculture”, 2003/10/10.

The Hindu (2003e) “The Cancun checkmate”, 2003/10/10.

EPW (2003a) “WTO: Heavy Baggage for Cancun”, *Economic and Political Weekly*, 2003/09/06.

EPW (2003b) “Cancun Fiasco: Belling the Cat”, *Economic and Political Weekly*, 2003/09/20.

GoI (2003a) “India and other developing countries give their response to EU-US farm problems”, press release, 2003/08/20.

GoI (2003b) “No deal is better than a bad deal”, *India & WTO Newsletter*, September, 2003.

GoI (2004a) “India and the G-20”, *India & WTO Newsletter*, December, 2003.

● 第2節

The Hindu (2004a) “India pushed food security on top of WTO agenda” 2004/08/04.

The Hindu (2004b) “Revised WTO framework agreement – Affirming faith in multilateral trade”, 2004/08/04.

The Hindu (2004c) “WTO framework accord – Implications for domestic agenda”

2004/08/20.

The Hindu (2004d) “Piecing together a framework” 2004/08/27.

The Hindu (2004e) “Divide and triumph, in Geneva” 2004/09/10.

Kanth, R. (2004) “WTO: Advantage, G-20”, *Economic and Political Weekly*, 2004/08/21.

Ismail, F. (2004) “July Package from a Development Perspective”, *Economic and Political Weekly*, 2004/11/20.

Satapathy, C. (2004) “Post-Cancun Talks – Responding to New EU Stance”, *Economic and Political Weekly*, 2004/05/29.

GoI (2004b) “India’s objectives achieved in WTO agreement – Kamal Nath’s statement in parliament”, press release, 2004/08/16.

- 第 3 節

The Hindu (2005a) “G-20 denies any cracks” 2005/03/20.

The Hindu (2005b) “Focus on agriculture in WTO” 2005/03/28.

GoI (2004c) “Kamal Nath outlines India’s Roadmap for Post-July WTO Framework negotiations” September-October, 2004.

GoI (2005a) “India to resist attempts to divide developing countries in WTO” January-February, 2005.

GoI (2005b) “G-20 Developing Countries Alliance Stands Firm on Agriculture” 2005/03/19.

G-20 (2005), “G-20 Ministerial Declaration”, 2005/03/19.

- 第 4 節

The Hindu (2005c) “G-20 ultimatum on farm subsidies”, 2005/09/11.

The Hindu (2005d) “Doha Round on a knife-edge”, 2005/11/07.

The Hindu (2005e) “Farm breakthrough key to saving Doha Round”, 2005/11/07.

EPW (2005a) “New Opacity at WTO”, *Economic and Political Weekly*, 2005/05/21.

EPW (2005b) “WTO’s Doha Round”, *Economic and Political Weekly*, 2005/08/13.

EPW (2005c) “What Went Wrong Ahead of Hong Kong?”, *Economic and Political Weekly*, 2005/11/26.

Das, B.L. (2005a) “Bumpy Road to Hong Kong”, *Economic and Political Weekly*, 2005/10/15.

Das, B.L. (2005b) “Steadfast towards Hong Kong”, *Economic and Political Weekly*, 2005/11/26.

Pal, P. and S. Prakesh (2005) “Doomed to Failure?” *Economic and Political Weekly*, 2005/09/24.

GoI (2005c) “Kamal Nath moots “100-100” initiative in agriculture at Paris WTO mini ministerial”, press release, 2005/05/05.

GoI (2005d) “WTO stalemate a wake-up call – benefit to farmers, the poor and jobless sole criteria for judging success of Doha round: Kamal Nath” , press release, 2005/07/29.

GoI (2005e) “Kamal Nath cautions against turning Doha development round into market access round”, press release, 2005/09/09.

GoI (2005f) “G-20 pressure forces movement on cut in domestic support – US climb down on subsidy issue”, press release, 2005/10/13.

GoI (2005g) “Kamal Nath calls for energising G-33 to protect farmers’ interests in WTO” , *India & WTO Newsletter*, June-July, 2005.

- 第 5 節

The Hindu (2005f) “Doha and ‘Development Focus’”, 2005/12/19.

The Hindu (2005g) “WTO: The Next Bargaining Phase”, 2005/12/26.

EPW (2005d) “Tilting the Balance at Hong Kong”, *Economic and Political Weekly* 2005/12/24.

Dubey, M. (2006) “WTO’s Hong Kong Conference – An Appraisal”, *Economic and Political Weekly*, 2006/01/07.

Muralidharan, S. (2005) “WTO’s Hong Kong Conference II – Development Deficit Agenda of Doha Round”, *Economic and Political Weekly*, 2005/12/24.

Khor (2005) “WTO’s Hong Kong Conference I – Imbalanced Outcome”, *Economic and Political Weekly*, 2005/12/24.

GoI (2005h) “India scores – strategy of grand alliance of developing countries pays off”, press release, 2005/12/18.

GoI (2005i) “Towards Hong Kong”, *India & WTO Newsletter*, November-December, 2005.

- 第 6 節

GoI (2006) “India Sticks to its Guns in WTO Talks: Kamal Nath Says Trade Inequalities Unacceptable”, press release, 2006/07/24.